

令和 7 年 3 月市議会定例会追加提出議案

八 尾 市

議案第37号

八尾市職員倫理条例等の一部改正の件

八尾市職員倫理条例（平成10年八尾市条例第24号）等の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和7年3月3日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

八尾市立斎場及び八尾市環境衛生庁舎に勤務する職員の逮捕事案等に関する調査により判明した一連の不祥事を受けて、本市のコンプライアンス体制を強化するにつき、関係条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市職員倫理条例等の一部を改正する条例

(八尾市職員倫理条例の一部改正)

第1条 八尾市職員倫理条例（平成10年八尾市条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

八尾市職員のコンプライアンスの推進に関する条例

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 職員倫理等（第3条―第7条）

第3章 公益通報（第8条―第12条）

第4章 不当要求行為等（第13条―第16条）

第5章 ハラスメント（第17条・第18条）

第6章 八尾市コンプライアンス審査委員会（第19条・第20条）

第7章 雑則（第21条―第23条）

附則

第1章 総則

第1条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第3条第2項に規定する一般職に属する本市職員（以下「職員」という。）」を「職員」に、「公務員倫理の確立及び法令遵守体制」を「コンプライアンス」に改める。

第3条を削る。

第2条の見出しを「（倫理原則）」に改め、同条第3項中「以下」を「第20条第3号において」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条及び章名を加える。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。

- (2) コンプライアンス 法令の遵守及び倫理の保持をいう。
- (3) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例並びに市の機関が定める規則、規程及び訓令をいう。
- (4) 通報対象事実 次に掲げる事実をいう。

ア 公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第3項に規定する通報対象事実

イ アに掲げるもののほか、法令に違反する事実

ウ 人の生命、身体、財産その他の利益を害する事実

- (5) 内部公益通報 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、市政運営において通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、任命権者に通報することをいう。
- (6) 外部公益通報 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その役務提供先（公益通報者保護法第2条第1項に規定する役務提供先をいう。）等について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、市の機関（当該通報対象事実について処分（同項に規定する処分をいう。）又は勧告等（同項に規定する勧告等をいう。）をする権限を有するものに限る。第12条において同じ。）に通報することをいう。
- (7) 不当要求行為等 正当な理由なく、特定のものが有利な取扱いを受け、又は不利益な取扱いを受けるよう要求する行為その他の公正な職務の遂行を損なう行為をいう。
- (8) ハラスメント パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントその他の^{ひぼう}誹謗、中傷、風評等により人権を侵害し、又は不快にさせる行為をいう。

第2章 職員倫理等

第4条第1項中「管理監督の立場にある者（以下「管理監督者」という。）」を「管理監督者」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第9条中「関して」を「関し」に改め、同条を第23条とする。

第8条の見出し中「不当行為者」を「不当要求行為等の行為者」に改め、

同条第1項中「第4項の」の次に「規定による」を加え、「不当行為」を「不当要求行為等」に改め、同条第2項中「規則に」を「、規則で」に、「当該報告」を「、当該報告」に改め、同条第3項中「当該業者」を「、当該業者」に、「指名停止」を「入札参加停止」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の1条、2章、章名及び2条を加える。

（報告者等の保護等）

第16条 第11条の規定は、第13条第2項の規定による報告又は同条第4項の規定による通知をした者の保護等について準用する。この場合において、第11条第1項及び第2項中「内部公益通報」とあるのは「第16条の報告又は通知」と、「通報者」とあるのは「報告者等」と読み替えるものとする。

第5章 ハラスメント

（ハラスメントの禁止等）

第17条 職員（八尾市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和44年八尾市条例第17号）第1条各号に掲げる者及び教育長を含む。次項において同じ。）は、ハラスメントをしてはならない。

2 職員は、ハラスメントを許さない職場づくりに努めなければならない。

（ハラスメントへの対応）

第18条 任命権者は、職員からハラスメントに係る相談を受けたときは、委員会に意見を求めることができる。

2 第8条（第1項を除く。）から第10条までの規定は、前項の規定による意見の求めがあった場合について準用する。この場合において、第8条第2項中「前項の規定による報告を受けた」とあり、及び同条第3項中「第1項の規定による報告を受けた」とあるのは「第18条第1項の規定による意見の求めがあった」と、第9条第3項及び第4項中「通報対象事実」とあるのは「第18条第1項の相談に係る事実」と読み替えるものとする。

3 第11条の規定は、第1項の相談をした者の保護等について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「内部公益通報」とあるのは「第18条第1項の相談」と、「通報者」とあるのは「相談者」と読み替えるものとする。

第6章 八尾市コンプライアンス審査委員会

(委員会の設置)

第19条 本市におけるコンプライアンス体制の確立及び服務規律の徹底を図り、その確保について調査を行い、公正な職務の遂行を確保するため、八尾市コンプライアンス審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委員会の所掌事項)

第20条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) この条例の規定によりその権限に属させられた事項
- (2) コンプライアンス体制の確立に関し調査し、及び研究するとともに、必要に応じ任命権者に意見を述べること。
- (3) 職員に利害関係者との接触について市民の疑惑を招くおそれがあると認められる場合の事情聴取等の調査に関すること。
- (4) その他この条例及びこの条例に基づく規則の遵守の徹底を図ること。

第7章 雑則

(調査への協力)

第21条 任命権者又は委員会は、この条例の規定による調査等に関係のある者に対し、当該調査等に係る協力を求めることができる。

(運用状況の公表)

第22条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況について公表するものとする。

第7条の見出しを「（不当要求行為等の調査等）」に改め、同条第1項中「倫理委員会」を「委員会」に、「第4条第3項の規定により」を「前条第4項の規定による」に、「公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為に」を「不当要求行為等に」に、「公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為の要求」を「不当要求行為等」に、「第5条の2第2項に定める」を「第7条第2項に規定する」に、「同様」を「、同様」に改め、同条第2項中「倫理委員会」を「委員会」に、「公正な職務の遂行を損なう行為（以下「不当行為」という。）」を「不当要求行為等」に、「当該特別職」を「、当該特

別職」に改め、同条第3項中「倫理委員会又は委員長」を「委員会」に、「第4条第3項」を「前条第4項」に改め、「前項の」の次に「規定による」を加え、同条第4項中「第2項の」の次に「規定による」を加え、同条第5項を削り、同条を第14条とする。

第6条を削る。

第5条の2第2項中「本市職員」を「職員」に改め、「特別職」の次に「に属する者その他規則で定める者」を加え、「公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を求めては」を「不当要求行為等をしては」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1章、章名及び1条を加える。

第3章 公益通報

(内部公益通報の受理等)

第8条 任命権者は、内部公益通報を受けたときは、その旨を第19条第1項に規定する八尾市コンプライアンス審査委員会（以下この章から第5章までにおいて「委員会」という。）に報告しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による報告を受けた場合において、調査を行う必要があると認めるときは、その旨を任命権者に通知しなければならない。
この場合において、委員会において調査を行うこととするときは、併せて、その旨を通知しなければならない。

3 委員会は、第1項の規定による報告を受けた場合において、調査を行う必要がないと認めるときは、その旨を任命権者に通知しなければならない。

(内部公益通報の調査等)

第9条 任命権者は、前条第2項前段の規定による通知を受けたときは、同項後段に規定する場合を除き、直ちに必要な調査を行わなければならない。

2 任命権者は、前項の調査を終えたときは、その結果を委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による報告を受け、又は前条第2項後段の調査を終えた場合であって、通報対象事実があると認めるときは、その旨を任命権者に通知するとともに、法令に基づく措置その他適当な措置を講ずるよう任命権者に勧告しなければならない。

4 委員会は、第2項の規定による報告を受け、又は前条第2項後段の調査

を終えた場合であって、通報対象事実がないと認めるときは、その旨を任命権者に通知しなければならない。

（内部公益通報の措置等）

第10条 任命権者は、前条第3項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告に基づいて法令に基づく措置その他適当な措置を講ずるとともに、その措置の内容を委員会に報告しなければならない。

2 前項の場合において、任命権者は、規則で定めるところにより、当該勧告の内容についての市民への公表その他必要な措置を講ずることができる。

（通報者の保護等）

第11条 任命権者は、内部公益通報をしたことを理由として、当該内部公益通報をした者（次項において「通報者」という。）に対して、不利益な取扱いをしてはならない。

2 通報者は、内部公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けたと思料するときは、その旨を任命権者に申し出ることができる。

3 第8条から前条までの規定は、前項の規定による申出があった場合について準用する。この場合において、第8条第1項中「内部公益通報」とあるのは「第11条第2項の規定による申出」と、第9条第3項及び第4項中「通報対象事実」とあるのは「不利益な取扱い」と読み替えるものとする。

（外部公益通報の調査等）

第12条 市の機関は、外部公益通報を受けたときは、必要な調査を行い、当該外部公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置を講じなければならない。

第4章 不当要求行為等

（不当要求行為等の報告等）

第13条 職員は、不当要求行為等があったときは、これを拒否しなければならない。

2 職員は、不当要求行為等があったときは、直ちに規則で定める上司及び所属長に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告を受けた者は、適法かつ公正な職務を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 第2項に規定する所属長は、同項の規定による報告を受けた場合において、当該報告の内容が公正な職務の遂行を損なうおそれがあると認められるときは、委員会に通知しなければならない。不当要求行為等を当該所属長自らが受けたときも、同様とする。

第5条中「公務員倫理及び法令遵守体制」を「コンプライアンス体制」に、「並びに」を「及び」に改め、同条を第6条とする。

第4条の2中「（条例及び規則を含む。）」を削り、同条を第5条とする。
（職員の分限に関する条例の一部改正）

第2条 職員の分限に関する条例（昭和26年八尾市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 任命権者は、職員の意に反する降任（法第28条の2第1項の規定による降任を除く。）、免職、降給及び休職の処分をする場合においては、第8条の2第1項に規定する八尾市職員分限懲戒審査委員会の意見を聴かなければならない。ただし、規則で定める処分については、この限りでない。

第5条中「職員の意に反する降任（法第28条の2第1項の規定による降任を除く。）、免職、降給及び休職の」を「前条本文に規定する」に、「並びに」を「及び」に、「行なう」を「行う」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

（職員分限懲戒審査委員会）

第8条の2 職員の分限及び懲戒処分の公正を期するため、八尾市職員分限懲戒審査委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この条例及び職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年八尾市条例第111号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第3条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年八尾市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「行なう」を「行う」に、「の各号の1」を「各号のいずれか」に改め、同条第2項中「前項の戒告、減給、停職又は免職の」を「第1項に規定する」に、「並びに」を「及び」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、前項に規定する処分をする場合においては、職員の分限に関する条例（昭和26年八尾市条例第110号）第8条の2第1項に規定する八尾市職員分限懲戒審査委員会の意見を聴かなければならない。ただし、規則で定める処分については、この限りでない。

第4条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員及び法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員に係る減給は、前項の規定にかかわらず、1回の額が労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条第1項に規定する平均賃金の1日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えてはならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（八尾市職員倫理条例の一部改正に伴う経過措置）

2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に第1条の規定による改正前の八尾市職員倫理条例第6条第3項の規定により委嘱されている委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日までとする。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八尾市条例第166号）の一部を次のように改正する。

別表中「八尾市職員倫理委員会委員」を「八尾市職員分限懲戒審査委員会

委員」に、	八尾市いじめ再調査委員会委員	日額	21,000円
	八尾市いじめ調査委員会委員	(著しく困難な業務に従事する場合その他の特別な事情による場合にあつては、時間額9,800円)	

を

八尾市コンプライアンス審査委員会委員	日額 21,000円 (著しく困難な業務に従事する場合その他の特別な事情による場合にあつては、
八尾市いじめ再調査委員会委員	
八尾市いじめ調査委員会委員	時間額9,800円)

に改める。

議案第38号

八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び八尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八尾市条例第39号）及び八尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八尾市条例第40号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和7年3月3日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）等の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等が連携施設である認定こども園等との間で確保すべき連携協力等を見直すにつき、関係条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び八尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年八尾市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第3号において」を「以下この条において」に改め、同条第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同条第2号中「いう」を「いう。以下この条において同じ」に改め、同条第3号中「この号」を「この号及び第6項第1号」に改め、同条に次の6項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととする

ことができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

- (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

- 6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

- 7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事

業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）を第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
- (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第17条第2項に次の1号を加える。

- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第38条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削り、同条第4号中「場合」を「場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」に改める。

第46条中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第7条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第3項中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「第7条」を「第7条第1項」に、「施行日」を「令和7年4月1日」に改める。

（八尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 八尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八尾市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第35条第3項中「、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」を「第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」に改める。

第37条第1項中「A型をいう」を「A型をいう。第42条第3項において同じ」に、「B型をいう」を「B型をいう。第42条第3項において同じ」に改める。

第42条を次のように改める。

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。
- (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇

等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

- 4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合に

は、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事

業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）を第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

8 居宅訪問型保育事業を行う者は、八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市長の指定する施設を適切に確保しなければならない。

9 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

10 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

11 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施

設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

附則第5項中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「この条例の施行の日」を「令和7年4月1日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第39号

八尾市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件

八尾市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年八尾市条例第19号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和7年3月3日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正により、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償の補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額が改定されたことに伴い、条例の規定を整備するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

八尾市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年八尾市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,500円」を「12,900円」に、「13,350円」を「13,700円」に、「14,200円」を「14,500円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,800円」を「11,300円」に、「11,650円」を「12,100円」に、「12,500円」を「12,900円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「9,100円」を「9,700円」に、「9,950円」を「10,500円」に、「10,800円」を「11,300円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の八尾市非常勤消防団員等公務災害補償条例第5条第2項、第3項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた八尾市非常勤消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第40号

令和7年度八尾市一般会計第2号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和7年度八尾市一般会計第2号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和7年3月3日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第41号

市営西郡住宅14～18号館建替事業に係る事業契約変更の件

令和5年3月24日議決に係る市営西郡住宅14～18号館建替事業に係る事業契約を変更するについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和7年3月3日提出

八尾市長 山 本 桂 右

記

1 事業名 市営西郡住宅14～18号館建替事業

2 契約金額（当初） 3,214,069,872円

（変更後） 3,526,621,017円

3 契約の相手方

代表企業

大阪市中央区博労町四丁目2番15号

中川企画建設株式会社

代表取締役 中川 廣次

構成企業

吹田市高野台一丁目6番8号

株式会社ジャス

代表取締役 加藤 精一

大阪市中央区久太郎町一丁目6番26号

株式会社L．B．C総合事務所

代表取締役 兵後 直樹

4 事業場所 八尾市幸町四丁目及び五丁目地内

5 仮契約年月日 令和7年2月12日

令和 7 年 3 月市議会定例会追加提出議案
令和 7 年 3 月発行（R 6－215）
八尾市総務部政策法務課